

3 通 達 第 3 号

平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日

各課長、局長 様

南山城村長 手 仲 圓 容

(公印省略)

平成 2 4 年度 予算編成方針について (依命通知)

南山城村財務規則第 8 条の規定に基づき、平成 2 4 年度予算編成方針を次のとおり定めたので通知します。

このことについては、各課員並びに関係機関に周知徹底のうえ、南山城村財務規則第 9 条により予算見積書を来る平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日 (木)までに資料を添えて提出されたい。

以上、通達する。

第 1 国の財政と地方財政の状況

平成 2 2 年 6 月に閣議決定した財政運営戦略に基づく平成 2 4 年度～平成 2 6 年度までの「中期財政フレーム」の改訂 (H23.8.12 閣議決定) では、東日本大震災からの復旧・復興を最優先の課題と位置付け、財政の枠組みにとらわれず全力を傾注することとされている。

また政府債務残高の増加ペースを抑えるため、国債の発行額については平成 2 3 年度の当初予算の水準 (約 4 4 兆円) を上回らないものとするよう全力を挙げるとされている。(復興債を除く。)

財政運営戦略に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」の方針は継続され、震災復興経費とは別枠で地方財政の安定的な運営を重視している。これらにより、地方交付税を含めた地方財政の一般財源の総額については、平成 2 3 年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保することとされている。

第2 本村の平成24年度の財政状況見通し

平成24年度の財政見通しは、歳入面においては、村税については、人口及び就労人口の減少により個人住民税の減少が引き続き続くと見込まれ、村税全体では減収が見込まれる。歳入全体の約5割をしめる地方交付税については、地方財政全体においてほぼ前年度水準が確保される見通しである。(総務省概算要求 前年度比 0.3%減)

近年、国の補正予算で見積りされていた経済対策にかかる臨時交付金(国庫支出金)については、平成23年度は、見込まれないため繰越明許費は大幅に減額される見通しである。

歳出面においては、人件費では、定員数の増加はないが、職員給の定期昇給等により対前年度比微増が見込まれる。公債費では、依然 南山城小学校建設に伴う元利償還金が高水準で継続する。借換実施後の実償還額は本年度よりも若干減少し4.3億円程度と見込んでいる。

繰出金については、簡易水道特別会計において、平成17～22年度に実施した中央簡易水道統合事業の元利償還金の増額により0.2億円程度増額すると見込まれる。簡易水道特別会計の元利償還金については、今後4～5年間1.5億円～1.8億円程度で推移し平成28年度にピークを迎える。

また普通建設事業費については、新規事業として「道の駅整備事業」が本格的に始動する。現時点では、具体的な経費は把握できないが測量費、用地買収費、造成費等の増額が予想される。

第3 予算編成方針（総論）

依存財源の比率が高い本村の財政構造上、国政の方針転換により著しく財政状況が変化する。中期財政フレームにおいては、「地方財政の安定的な運営」を重視しているが、国の財政状況は非常に厳しく（高水準の政府債務残高等）このような方針がいつまで継続されるのかは不透明である。

安定的かつ継続的な財政運営を実施するためにも、引き続き財政状況の改善に取り組み財政危機のリスクを低減させることが重要と考えられる。このためには、人件費、公債費、扶助費等の経常経費の縮減に努め、各種財政指標に注意しながら、住民ニーズに即した事業について優先順位を整理して事業を進める必要がある。

特に本年度においては、施政方針に基づき「道の駅整備事業」が本格的に始動する。このことにより事業に伴う起債発行、補助金等により一時的に予算規模が膨らむが、基礎的な予算規模・財源に関しては増額する見込みはない。

このような状況下で財政規律の確保と安定的な財政運営を維持しつつ、新規事業を遂行するためには、選択と集中、スクラップ&ビルトの方針により事業を進める必要がある。

平成24年度の予算編成では、施政方針に基づく事業に予算を重点的に配分しながら、その他の新規事業については原則実施しないこととする。また、既存の事業についても引き続き行財政改革を進めるものとし、実現の難しいものについては、後年度に向けて検討するものとする。

第4 予算編成方針（個別的事項）

人件費

人件費の積算は、平成24年4月1日現在（新採、退職含む）における職員数で正規の基準（給与改定後）により見積もること。また、定員管理については、広域連合の設置による事務の削減・合理化及び非正規職員の効果的な配置等により定員を増員させないように努めること。

時間外手当については、補正予算が発生しないように、当初予算にて十分精査すること。（昨年度当初予算を上限とする。）

物件費

法令集、追録、定期刊行物の購読を再点検し、必要度の低いものは解約すること。

電算施設・機器について再点検し、合理化・省力化できる部分について検討すること。また、不必要なスペック等においても再点検し経費の削減に努めること。

普通建設事業費

普通建設事業を実施する際の特定財源（社会資本整備交付金、辺地債等）の総枠は限られているため、事業費総額が膨らまないように個別事業間において調整すること。

補助費及び負担金

広域連合負担金、一部事務組合負担金については、各業務の行財政改革を提案し負担金の軽減を図ること。

繰出金

特別会計への繰出金については、原則、繰出基準に基づき算定を実施し、一般会計に準じた健全化に努めること。

その他

事業の財源は、国・府の補助メニューや関係団体の助成制度等、特定財源の確保について十分に研究し積極的に活用すること

村債については、交付税算入措置がある有利な辺地債等を計画的に活用すること。また、後年度に負担を残さないため、起債残高の減額等に努めること。

予定されている施設の更新・修繕に関しては、事前に把握し中・長期的な計画のもと、当初予算にて計画的に計上すること。

東部広域連合、京都地方税機構等の広域的な業務連携を積極的に進め、より一層の事務の効率化、及び業務連携による行政サービスの充実に図り、関係経費の削減に努めること。

公の施設において、運営費及び事業費の見直しを積極的に行い、予算に反映させること。

特に物件費等の予算流用が頻繁にならないように、正確に積算見積りすること。

年度途中においては、制度改正に伴う経費や災害関係経費などやむを得ないもの及び当初予算編成時において特に協議したもの以外の増額補正は認めない。